

原議保存期間	10年(令和8年3月31日まで)
--------	------------------

佐本規制発第208号
佐本運免発第325号
令和7年12月19日

各 警 察 署 長 殿
関 係 所 属 長

有 効	令和13年3月31日まで
許可係	

交 通 部 長

高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について（通達）

高齢運転者等専用駐車区間制度の事務処理等については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成22年2月22日付け佐本規制発第27号ほか。以下「本部長通達」という。）及び「高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について（通達）」（令和7年3月28日付け佐本規制発第65号ほか。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、令和7年12月15日から警察行政手続オンライン化システムの運用が開始されたことを踏まえ、下記のとおり、旧通達で示した留意点を変更（第2に8を追加）することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

この通達における用語の定義については、本部長通達によることとする。

なお、旧通達については廃止する。

記

第1 高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制について（本部長通達第1の2(1)及び(3)関係）

高齢運転者等標章自動車駐車可、高齢運転者等標章自動車停車可及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の交通規制の実施に関する留意事項については、別添1「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン」のとおりである。

第2 高齢運転者等標章の交付事務について（本部長通達第1の2(2)関係）

高齢運転者等標章に表示する記号、高齢運転者等標章の標章番号及び高齢運転者等標章の管理事項については、別添2「高齢運転者等標章に表示する記号等について」のとおりであるが、高齢運転者等標章の交付事務に関するその他の留意事項については次のとおりである。

1 申請等を受ける場所

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び高齢運転者等標章

の交付の申請（以下「新規申請」という。）、同条第3項に定める高齢運転者等標章の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）、同条第4項に定める高齢運転者等標章の返納（以下「返納」という。）並びに府令第6条の3の5に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）を受けるところは、住所地を管轄する警察署及び幹部派出所とする。

2 新規申請の手続

(1) 提示書類

ア 新規申請を受ける際には、府令第6条の3の4第2項に掲げる書類の提示を受けることとされているが、このうち、普通自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（自動車検査証記録事項が記載された書面を含む。以下同じ。）については、その写しの提示によることができることとする。

イ 届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(2) 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

(3) 高齢運転者等に該当すること等の確認

新規申請を受けた場合は、高齢運転者等標章申請書及び府令第6条の3の4第2項により提示を受けた書類により、高齢運転者等に該当すること及び高齢運転者等標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認のうえ、高齢運転者等標章を交付すること。

なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証に記載され、又は免許情報記録個人番号カードに記録された条件から直ちに確認できないときは、運転免許課に確認し、同課からの回答により高齢運転者等に該当することが確認された場合に高齢運転者等標章を交付すること（別添3参照）。

(4) 高齢運転者等標章の作成

ア 高齢運転者等標章の表面

(ア) 標章番号欄には、12桁の数字（最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード、その次の3桁は発行警察署コード（別添4「コード一覧表」のとおり）、最後の5桁は発行年ごと発行警察署ごとの一連番号をそれぞれ表示したもの）を記入すること。

(イ) 年月日欄には、高齢運転者等標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ウ) 登録（車両）番号欄には、高齢運転者等標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号を全て記入す

ること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

- (エ) 第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。
- (オ) 公安委員会名及び公印はあらかじめ印刷されていることから、記載事項を誤って記載した場合は、訂正のための公印を押印するのではなく、新たな標章で再作成すること。

イ 高齢運転者等標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号又は免許情報記録の番号を記入すること。

3 再交付申請の手続

(1) 高齢運転者等標章の作成

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

(2) 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた高齢運転者等標章再交付申請書の提出により申請及び届出を受けることができるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由と共に記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

4 高齢運転者等標章の適切な管理

高齢運転者等標章については、裏面に一覧番号を付して管理し、各警察署の依頼に基づき必要数を交通規制課から各警察署へ送付することとし、警察署においては高齢運転者等（専用場所駐車）標章交付等管理簿（別記様式）に受領状況を記載し、紛失等のないよう管理を徹底するものとする。

また、高齢運転者等標章に有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、「高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない」とされていることから、交付済みの高齢運転者等標章について、次のとおり適切な管理に努めること。

(1) 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

高齢運転者等標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消、又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、高齢運転者等標章の返納を促すこと。なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に見えない場合等は、警察側で管理簿冊等へ無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

(2) 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章
交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する
事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

5 高齢運転者等標章の返納

住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に対し高齢運転者等標章の返納があ
った場合は、当該公安委員会を経由して住所地を管轄する公安委員会に返納できるこ
ととする。この場合、経由する公安委員会は、当該高齢運転者等標章を交付した公安
委員会に対し7の措置をとること。

6 記載事項変更届出の手続

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すこと。

なお、高齢運転者等標章の交付を受けた者が他の都道府県に住所を変更した場合は、
住所変更後の住所地を管轄する公安委員会が記載事項変更届出を受けること。また、
高齢運転者等標章の交付を受けた者が届出に係る普通自動車の追加及び変更の届出を
する場合は、記載事項変更届出を受けること。

7 関係公安委員会への通知等

(1) 関係公安委員会への通知

高齢運転者等標章の交付を受けている者から、次に掲げる届出等があった場合は、
届出等を受けた公安委員会が当該高齢運転者等に高齢運転者等標章を交付していた
公安委員会にその旨を通知すること。

ア 住所の変更後の住所地を管轄する公安委員会への再交付申請又は記載事項変更
届出

イ 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会への返納

(2) 通知の方法

(1)の通知は、届出等を受けた警察署が交通規制課担当係にその旨を通知すると
ともに、通知を受けた交通規制課担当係は、当該高齢運転者等標章を交付していた
都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務担当係に対して通知すること。

(3) 高齢運転者等標章の処分

再交付申請又は記載事項変更届出の際に提出を受けた高齢運転者等標章及び返納
された高齢運転者等標章については、(1)の通知後に、提出を受けた警察署におい
て処分すること。

8 警察行政手続オンライン化システムによる申請の手続

新規申請を警察行政手続オンライン化システムにより受ける場合は、2(1)アにかか
わらず、府令第6条の3の4第2項に掲げる書類に代えて当該書類の写し（免許情報記
録個人番号カードについては、当該カードの表面の写し又は免許情報記録が記録された
書面）を添付させることとする。

また、記載事項変更届出を当該システムにより受ける場合も同様に、変更が生じたこ
とを称する書類の写しを添付させることとする。

第3 補助標識「車両の種類（503-D）」を附置できる本標識等について

補助標識「車両の種類（503-D）」は、規制標識「時間制限駐車区間（318）」、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可（403の2）」のみに附置することができるものであり、その他の本標識には附置することはできない。

※ 別添省略